

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	跡市地区跡市集落	令和3年3月24日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>【目田】 当集落では、70才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ない状況であり、担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。</p> <p>【金口】 当集落では、70才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ない状況であり、担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

<p>【目田】 当集落では中心経営体が不在であり、高齢化と後継者不足により、今後新たな中心経営体の確保が必要である。今後、話合いを通じて農地保全等も含めて検討していく。</p>
<p>【金口】 当集落では中心経営体が不在であり、高齢化と後継者不足により、今後新たな中心経営体の確保が必要である。今後、話合いを通じて農地保全等も含めて検討していく。</p>

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■人材確保の取組方針</p> <p>【目田】 当集落では新たな担い手の確保を行うため、話し合いを継続していき、検討を行っていく</p> <p>【金口】 当集落では新たな担い手の確保を行うため、話し合いを継続していき、検討を行っていく</p>
<p>■基盤整備の取組方針</p> <p>【目田】 当集落では跡市地区まちづくり協議会や跡市環境保全組合と連携を図りながら、行政と一緒に基盤整備等を検討していく</p> <p>【金口】 当集落では跡市地区まちづくり協議会や跡市環境保全組合と連携を図りながら、行政と一緒に基盤整備等を検討していく</p>
<p>■新規・特産化作物の取組方針</p> <p>【目田】 当集落では、耕作放棄地解消のため、集落の耕作者で協力しながら江津市が推進するコケの栽培に取り組んでいく。 また行政の補助事業等を活用しながらハウスの導入を検討していく。</p> <p>【金口】 当集落では、耕作放棄地解消のため、既耕作者によるえごま等の高収益作物の栽培に取り組んでいく。</p>
<p>■鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>【目田】 当集落では、防護柵等の設置を行っているが経年劣化等が多く見受けられる。今後は、既存防護柵の補強等を図っていく。</p> <p>【金口】 当集落では、防護柵等の設置を行っているが経年劣化等が多く見受けられる。今後は、既存防護柵の補強等を図っていく。</p>
<p>■集落の農業の発展に向けた取組方針</p> <p>【目田】 当集落では跡市地区まちづくり協議会や跡市環境保全組合・行政と連携を図りながら担い手の確保や農地保全等を行っていく。</p> <p>【金口】 当集落では跡市地区まちづくり協議会や跡市環境保全組合・行政と連携を図りながら担い手の確保や農地保全等を行っていく。</p>
<p>■その他の取組方針</p> <p>【目田】 当集落では平成25年に起こった水害の復旧工事が対象外となった経緯から受益戸数2戸以上の要件を満たすため、今後は農業用施設については複数人による管理体制を整備していく。</p> <p>【金口】 当集落では平成25年に起こった水害の復旧工事が対象外となった経緯から受益戸数2戸以上の要件を満たすため、今後は農業用施設については複数人による管理体制を整備していく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		1.6 ha		1.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。